

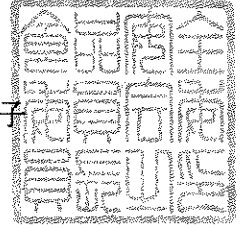


府食第429号
平成23年5月26日

厚生労働省大臣
細川 律夫 殿

食品安全委員会

委員長 小泉 直子



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが
明らかに必要でないときについて（回答）

平成23年5月24日付け厚生労働省発食安0524第2号により貴省から当委員会に
対して照会された事項について、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第
1項の規定に基づき、下記のとおり回答いたします。

記

以下の事項については、家畜伝染病予防及び食鳥処理に係る施策を国際的な標準と整合
させるために行う改正であって、改正の対象となる家畜の疾病の性質並びに現在の我が国
の家畜防疫体制及び衛生対策を踏まえると、現状において、当該家畜の疾病に係る家畜由
来の食品を経由したヒトの健康への悪影響がある事例は知られておらず、ヒトへの感染の
可能性はないと考えられる。したがって、同法第11条第1項第1号の食品健康影響評価
を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成2年厚生省令第40号）
別表第9に規定する疾病について、①「ニューカッスル病」を「ニューカッスル病（低病
原性ニューカッスル病を含む。）」に、②「高病原性鳥インフルエンザ」及び「鳥インフル
エンザ」を「鳥インフルエンザ（高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエン
ザを含む。）」にそれぞれ改正する場合